平成21年度契約監視委員会(第1回)議事要旨

- 1. 日 時 平成22年1月21日(木)13:30 ~ 15:30
- 2. 場 所 大学評価・学位授与機構 小平本館208会議室
- 3. 委員 和田委員長、山野井委員、(觀山委員は所用により欠席)
- 4. 対 応 者 管理部長、会計課長、会計課長補佐、契約係長、契約係員、総務係長、 総務係員、 企画監査課長、監査係長、監査係員
- 5. 審議事項 契約監視委員会設置要項について
 - 平成20年度契約についての審査
 - 1. 競争性の無い随意契約

後納郵便 外66件

2. 1者応札・1者応募

大学情報データベースシステム保守 外24件

3. 競争性の無い随意契約(複数年契約)

電子複写機保守 1件

4. 1者応札・1者応募(複数年契約)

トイレ防臭用機器賃貸借 1件

○ その他

人材派遣契約

6. 議事概要

企画監査課長より設置要綱について説明を行った。 委員互選により和田委員が委員長に選任された。

以下審議の概要

- < 1. 競争性の無い随意契約>
- ○後納郵便外66件の随意契約について

【契約監視委員】

競争性の無い随意契約に関して現在行っているものはどうしても競争契約へ移行はできないものか。

〔機構側〕

郵便料金や水道料金等であるため、随意契約とせざるを得ないものである。

- < 2. 競争契約での1者応札・1者応募、>
- ○大学情報データベースシステム保守 外24件について

【契約監視委員】

- ①一般競争契約のなかで、大学情報データベースシステム保守のほか1社応札について は複数件あるが、原因をどのように分析しているか。またどのような対応をしているの か。仕様書の内容については誰か専門家に点検を依頼しているのか。
- ②建物清掃業務のみ競争参加資格の見直しをしているがどういうことか。

「機構側〕

①大学情報データベースシステム保守ほかの情報システム関係の保守や改修の調達において、仕様書等入札関係書類の交付を受けていて入札に不参加の会社からは理由を聴取している。他の分野の調達に関しては概ね複数者が参加している。

情報システム関係の調達に係る仕様書については CIO 補佐官に点検を依頼しており、 応札業者を増やす努力としては、公告期間や履行期限をできるだけ長く取るよう改善した。

②建物清掃業務以外の契約は、現状では仕様内容については見直す余地が無く、また競争参加資格については特段厳しい条件を付していない。このことから公告期間の見直しについてのみ改善している。建物清掃業務については一部過剰な参加条件を付していたことからこれを改善し緩和した。

< 3. 4. 競争性の無い随意契約(複数年契約)、1者応札・1者応募(複数年契約)> ○電子複写機保守、トイレ防臭用機器賃貸借について

【契約監視委員】

- ①複数年契約は今後増える見込みなのか。どのような基準で複数年契約にしているのか。 複写機の原契約に関しては単年度の契約を期間延長しているのか、それとも当初から 複数年での契約か。
- ②防臭用機器賃貸借は次年度での見直しはできるのか。
- ③複数年契約の取扱についての規則は整備されているか。また複数年契約に限らず規則で不適切な点や不足している条項は無いか。

[機構会計課]

- ①件数は今後少しづつ増えていくのではないかと考えている。商慣習上、通常複数年契約を締結する案件であって、リスクが少なく費用面でも低減が見込めるものについて複数年契約としている。複写機の保守に関しては、契約当初から複数年契約としており、保守に関してはこれまで機器メーカーとの随意契約としていたが、次年度より賃貸借と保守を併せて一般競争契約とするよう現在進めている。
- ②防臭用機器賃貸借については平成 23 年度末までの契約となっており、それまでに仕様内容等再検討し応札者の増加に努めたい。
- ③なお、機構の規則では特段複数年契約についての記述は無い。公益法人と随意契約できる条項があったり、委託業務における再委託の制限の記述等が不足しているとの指摘を受け見直しているところである。

<その他、人材派遣契約について>

【契約監視委員】

当機構では人材派遣契約は締結しているか。機密の保持等の問題もあるので、金額優先の一般競争契約が妥当なのかどうかという疑問もある。

[機構会計課]

小平本館受付業務外の数件について一般競争契約を実施したうえで締結している。 なお、守秘義務については特段の配慮をしたうえで契約している。

【総評】

平成 20 年度契約の、競争性の無い随意契約67件、競争契約1者応札・1者応募 25件、競争性の無い随意契約(複数年契約)1件、競争契約1者応札・1者応募(複 数年契約)1件について適正に処理されていると判定する。

随意契約や1者応札であるから単純に悪いなどとは思わないが、世論の要求に応え透明性や公平性を確保する努力は継続して行う必要がある。また、最終的には契約金額の 妥当性も重要でありその検証にもさらに努力してほしい。